

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川整備の実施にあたっては、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるように、地域住民や関係機関等と連携を図りながら総合的な視点で順応的・段階的な整備を行います。

また、調査・計画・設計・施工、維持管理の一連の取組について、樹木の維持管理等の際には、PDCA サイクル[※]の体系を構築し、維持管理で得られた知見を調査・計画にフィードバックし、効率的かつ、環境や維持管理に配慮した河川整備を実施します。

さらに、掘削土等の発生材のリサイクルやコスト縮減に努めます。

※プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(PPLAN)、実行し(DO)、その評価(CHECK)にもとづいて改善(ACTION)を

行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のことであり、最後の改善を次の計画に結び付け、螺旋状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動等を推進するマネジメント手法を言います。

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

矢部川の洪水、津波、高潮等による災害発生の防止または軽減を図るために、堤防整備、高水敷掘削、高潮対策等を実施します。

実施にあたっては、維持管理を考慮した設計・施工とし、併せて工事中の濁水・土砂の流出防止を図るとともに、多自然川づくりの思想に基づき、多様な動植物が生息・生育・繁殖する環境や良好な景観との調和に配慮するよう努めます。

また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴き、設計・施工等に反映させるとともに、施工中や施工後のモニタリングを行い、モニタリング結果はその後の設計・施工や維持管理等に反映させるよう努めます。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

(1) 堤防整備（嵩上げ・拡幅）

堤防高・断面が不足している筑後市船小屋地区等において堤防の嵩上げ・拡幅等による整備を実施します。

実施にあたっては、周辺の景観等に配慮するとともに、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行う等措置を講じます。

また、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

表 5.1.1 堤防整備（嵩上げ・拡幅）に係る施行の場所等

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
矢部川	左岸	10/600～10/700	拡幅	みやま市下庄地区
	右岸	15/200～15/600	嵩上げ・拡幅	筑後市船小屋地区
飯江川	左岸	1/100～1/250	拡幅	みやま市江浦町地区
	左岸	2/200～2/300	嵩上げ・拡幅	みやま市今福地区
	右岸	3/300～3/500	嵩上げ・拡幅	みやま市太神地区

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

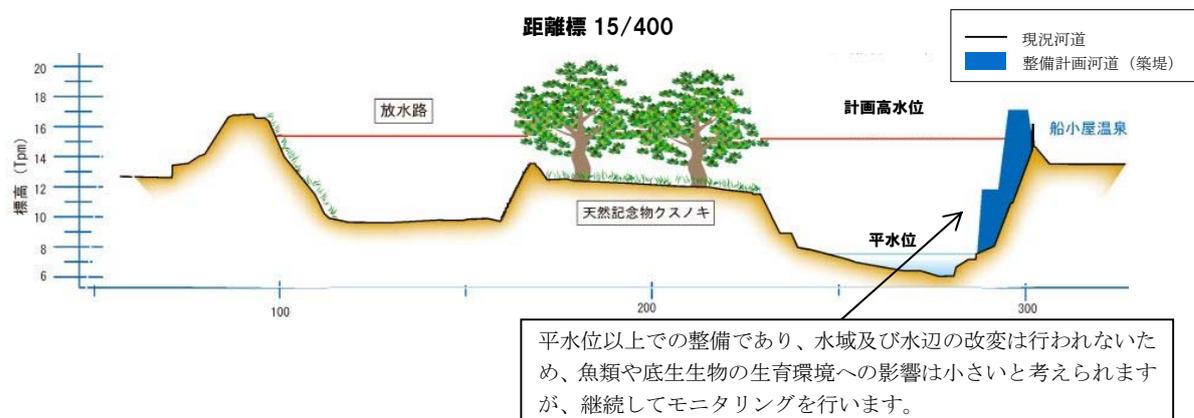


図 5.1.1 堤防整備の概要図(矢部川右岸 15/400 付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

(2) 堤防整備（引堤）

川幅が狭く、流下能力が著しく低い柳川市鷹ノ尾地区等において、川幅を広げるための堤防整備を実施します。

実施にあたっては、周辺の土地利用や将来計画である河川整備基本方針の目標を踏まえるとともに、周辺の景観等に配慮した整備を実施します。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

表 5.1.2 堤防整備（引堤）に係る施行の場所等

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
矢部川	左岸	5/000～5/250	法線是正（引堤）	みやま市徳島地区
	左岸	6/100～7/200	法線是正（引堤）	みやま市東津留地区
	右岸	5/700～6/400	法線是正（引堤）	柳川市鷹ノ尾地区
	右岸	6/900～7/200	法線是正（引堤）	柳川市六合地区
飯江川	左岸	0/000～0/400	法線是正（引堤）	みやま市徳島地区

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

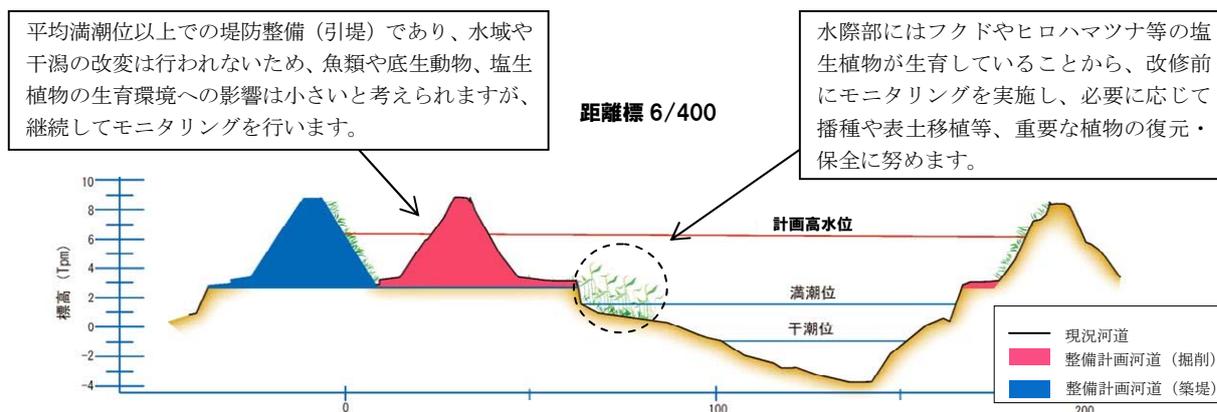


図 5.1.2 堤防整備の概要図(矢部川左岸 6/400 付近)

(3) 橋梁架替

柳川市鷹ノ尾地区における引堤に伴い橋長が不足する泰仙寺橋、みやま市今福地区における堤防整備と併せて橋梁の桁下高が不足する飯江川橋（車道橋）の改築を施設管理者等と必要な協議・調整を行いながら実施します。

表 5.1.3 堤防整備（引堤）に伴う橋梁の改築に係る施行の場所等

河川名	位置	橋梁名	備考	施行の場所
矢部川	6/000	泰仙寺橋	改築	柳川市鷹ノ尾地区
飯江川	2/250	飯江川橋（車道橋）	改築	みやま市今福地区

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(4) 堤防整備（浸透・侵食対策）

洪水時の降雨及び河川水の浸透により堤防（堤体及び基礎地盤）が不安定化することを防止するため、また、洪水時の流水の侵食作用により堤防や河岸が不安定化あるいは流出することを防止するために、堤防や河岸の耐浸透機能及び耐侵食機能について安全性の照査を行い、必要な対策を行います。

実施にあたっては、周辺の景観や河川の利活用状況等に配慮するとともに、周辺地下水等への影響について必要な調査・対策を行います。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

表 5.1.4 堤防整備（浸透・侵食対策）に係る施行の場所等

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
矢部川	左岸	5/000～10/700	浸透・侵食対策	みやま市堀切～瀬高地区
	左岸	11/000～15/200	浸透・侵食対策	みやま市文広～長田地区
	左岸	15/200～19/400	浸透・侵食対策	みやま市長田～小田地区
	右岸	5/000～7/200	浸透・侵食対策	柳川市鷹ノ尾～六合地区
	右岸	7/200～13/200	浸透・侵食対策	柳川市三橋～みやま市本郷地区
	右岸	15/600～19/400	浸透・侵食対策	筑後市津島～八女市矢原地区
飯江川	左岸	0/400～2/400	浸透・侵食対策	みやま市徳島～今福地区
	左岸	2/800～3/600	浸透・侵食対策	みやま市今福～太神地区
	右岸	0/000～1/800	浸透・侵食対策	みやま市河内地区

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

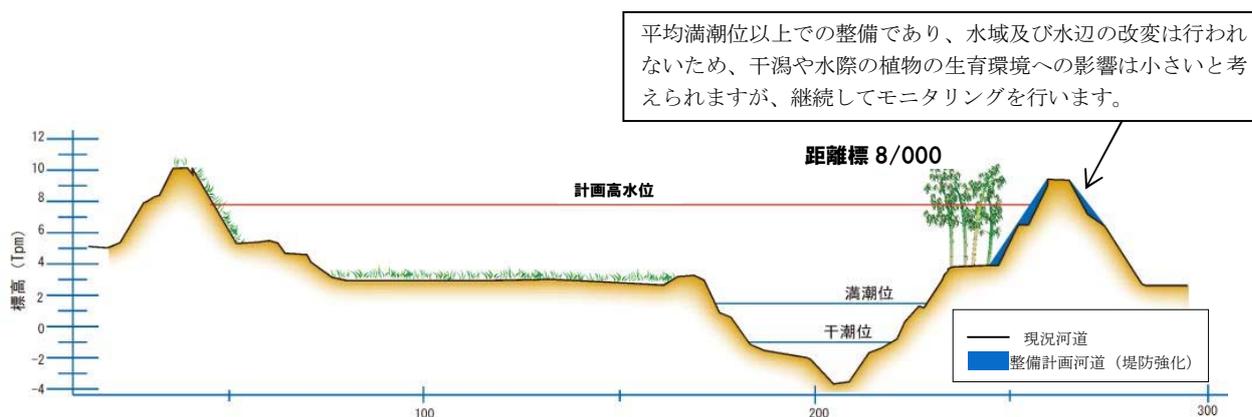


図 5.1.3 堤防整備の概要図(矢部川右岸 8/000 付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

(5) 高水敷掘削

河道の流下断面を拡大し、流下能力を確保するためにみやま市江浦町地区等において高水敷掘削を行います。

実施にあたっては、河川の利用状況や水域から陸域への環境の連続性に配慮するとともに、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行う等、種の保存に努めます。

また、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

表 5.1.5 高水敷掘削に係る施行の場所等

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
矢部川	右岸	5/700~7/200	高水敷掘削	柳川市鷹ノ尾地区
飯江川	左岸	0/700~1/100	高水敷掘削	みやま市江浦町地区

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

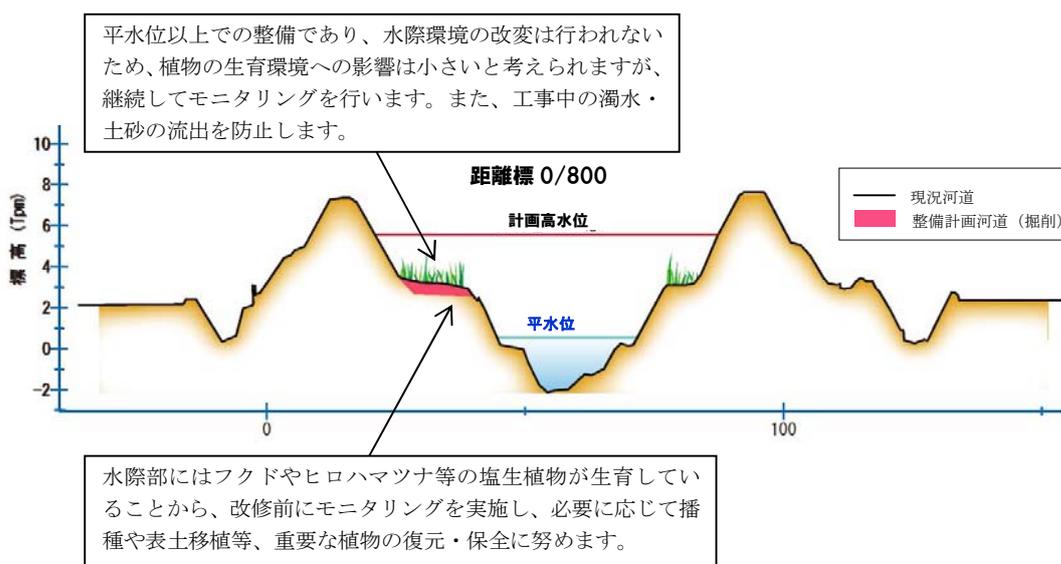


図 5.1.4 堤防整備の概要図(飯江川左岸 0/800 付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

(6) 高潮対策

矢部川・楠田川において、高潮による被害を防止するため、高潮堤防の高さや幅が不足する区間では必要な対策の検討を行い、高潮堤防の整備等を行います。

実施にあたっては、海岸・高潮堤防施設管理者である農林水産省や福岡県と連携を図りながら堤防整備を行います。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

表 5.1.6 高潮堤防整備に係る施行の場所等

河川名	左右岸	区間	計画堤防高 (T.P.)	備考
矢部川	左岸	2/670~4/800	7.0m	高潮堤防
	右岸	2/600~4/950	6.5m~7.0m	〃
楠田川	左岸	0/000~0/100	7.0m	〃
	左岸	0/500~0/615	6.0m	〃
	右岸	0/200~0/615	6.0m~7.0m	〃

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

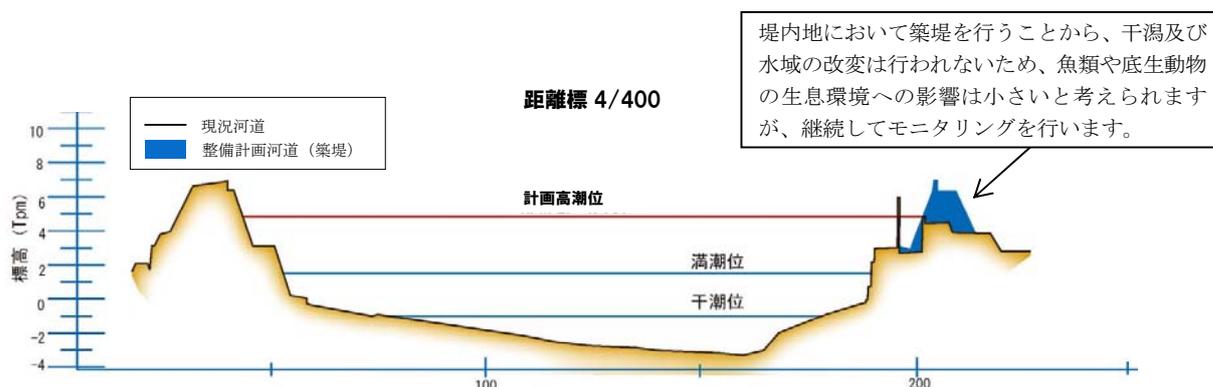


図 5.1.5 高潮堤防整備の概要図(矢部川右岸 4/400 付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

(7) 内水対策

内水対策の必要がある地区が新たに発生した場合には、地域・関係機関等と連携・調整を図りながら対策を検討し、適切な役割分担のもとで必要な対策を行います。

(8) 地震・津波対策

大規模な地震が発生した場合においても河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な対策を行います。また、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波被害の防御が図れるよう、必要な対策を行います。

(9) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

施設の能力を上回る洪水が発生し、堤防の決壊等により氾濫した場合でも、被害の軽減を図るために危機管理型ハード対策として、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を必要に応じ水害リスクが高い区間等において実施します。さらに、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備や高速道路等との連続性の確保、ヘリポートの設置、船舶による輸送路の確保、河川防災ステーション等の水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固ブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を検討し、必要に応じて実施します。

地球温暖化に伴う気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上昇が頻発することが想定されることから、水門等の確実な操作と操作員の安全確保のために、水門等の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に応じて実施します。

また、雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備するとともに、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。



写真 5.1.1 主要道路等との連続性の確保

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

動植物が生息・生育・繁殖する環境については、重要種を含む多様な動植物を育む溪流や瀬・淵、ワンド、細流、河岸、河畔林、河口干潟、ヨシ原、汽水域等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全・創出に努めます。

特にオオヨシキリの繁殖地、チュウヒやツリスガラ、アズキカワザンショウガイ、ハラグクレチゴガニ等の生息場となるヨシ群落の保全・創出に努めます。

河川改修、河川維持工事を実施する際には、河川水辺の国勢調査等のモニタリング成果を活用するとともに、工事中の濁水・土砂の流出防止に努め、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、魚類をはじめとする多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりを行います。

(2) 本川・支川の河川水面の連続性の確保

魚類等の遡上を阻害するような横断工作物や河川の連続性が確保されていない樋門等については、必要に応じて地域住民、関係機関等の連携・調整を図りながら、既存施設の改良も含め河川の連続性確保に努めます。

(3) 人と河川の豊かなふれあいの場の整備

地域住民、関係地方公共団体から河川利用等のニーズが高い地区については、関係機関及び地域住民等と連携し、安全性・利便性に配慮した河川空間の整備及び完成後の利活用計画・維持管理面での地域の協力等について検討し、「かわまちづくり支援制度」等の活用により人と河川の豊かなふれあいの場の整備を行います。

5. 河川の整備の実施に関する事項
 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 矢部川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

河川の維持管理は、洪水や津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能、河川環境の整備と保全、河川の利用等多岐にわたっています。河川の有する多面的な機能を十分に発揮できるよう、日々の維持管理を確実に実施することが必要なことから、「矢部川維持管理計画^{※1}」により、効率的かつ効果的な河道管理、堤防管理、施設管理、空間管理等を行います。

※1：概ね5年間を計画対象期間とする「矢部川維持管理計画」とこれに基づいて計画する年間の「矢部川維持管理実施計画」を作成し、実施内容等を定め計画的に適正な維持管理を行い、両計画で得られた成果に基づき更新し、さらなる維持管理の内容充実に努めます。

5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 観測等の充実

雨量、水位等の観測データ、レーダー雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行います。また、施設の能力を上回る洪水等に対し、河川水位や河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良や配備の充実を図ります。



図 5.2.1 水位・雨量観測所位置図

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(2) 総合的な土砂管理に向けた取組

総合的な土砂管理に向けた取組として、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、河道及び河川環境の変化を把握注視し、必要に応じた対策を講じます。

また、流域の総合的な土砂管理については、河川への土砂流出の変化や河道及び海域における堆積、流入等土砂の挙動に関する調査・研究について、関係機関と連携を図ります。

(3) 河道の測量・調査

河道の経年的な変化や、大規模な出水後の河道の変化等を把握するため、総合的な土砂管理の観点も含めて、河道の縦横断測量や空中写真測量、河床材料等の調査を行うとともに、河道特性や土砂動態等を定量的に把握し、良好な河道及び河川環境の維持に努めます。



写真 5.2.1 河道の横断測量



写真 5.2.2 河床材料調査

(4) 気候変動による影響のモニタリング

気候変動の影響により洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(5) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂により流下能力が低下する等、治水上支障がある場合は、堆積土砂の除去等を行います。また、経年的な河床低下により堤防等の河川管理施設の機能に支障がある場合には、河床低下対策を行います。特に水衝部については、出水後の堤防及び河道形状の変化を把握し、侵食や洗掘等の変状が確認された場合には、詳細調査を実施するとともに、水衝部対策として護岸等の整備等、必要な対策を実施します。

また、護岸等の河川管理施設で異常が発見された場合には必要に応じて補修等を行います。

河道内樹木については、河川管理上支障がある区間において、動植物の生息・生育・繁殖環境並びに景観に配慮し、伐採時期や伐採方法についても検討を行いながら、適正な樹木管理に努めます。



写真 5.2.3 河道内の堆積土砂撤去



写真 5.2.4 護岸の補修

(6) 堤防の維持管理

堤防の機能を維持するために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見することを目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、水防活動等が円滑に行えるよう管理用通路等の適切な管理を行います。

また、異常が発見された場合には適切な対応等を行います。



写真 5.2.5 堤防除草状況



写真 5.2.6 堤防点検状況

5. 河川の整備の実施に関する事項
 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(7) 水門、排水機場等の維持管理

水門、排水機場等の維持管理については、逆流防止機能、排水機能等が運用時に適切に発揮されるよう、点検、巡視等により施設の状態把握に努めます。また、異常を早期に発見し適切に対応することでライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、計画的に補修を行い良好な状態を保つことで施設の長寿命化に努めます。

河川管理施設の操作については、操作規則等*に基づき適正な操作を行うとともに、操作員に対して定期的に操作訓練、説明会を行います。さらに施設の更なる高度化・効率化に向け、遠隔監視施設の整備を行うとともに適切な維持管理に取り組みます。

併せて、松原堰、瀬高堰、高田堰についても操作規則等に基づき、下流環境や水利用の状況を踏まえ、所要の機能が維持されるよう適正な操作・運用を行っていきます。

なお、松原堰については洪水時及び平常時における矢部川と沖端川との流水の適正な分派も目的としていることから、引き続きモニタリング調査等を実施するとともに、必要に応じて評価・検討を行います。また、堰操作・運用については、操作規則等に基づき、下流環境や水利用の状況を踏まえ、所要の機能が維持されるよう努めます。

*操作規則等とは、水門、樋門、排水機場等の河川管理施設について、その操作方法を定めたものです。

表 5.2.1 河川管理施設

国の施設名		施設の場所	備考	
堰	矢部川	瀬高堰	福岡県みやま市	
		松原堰	福岡県みやま市	
		沖ノ端川堰	福岡県みやま市・筑後市	
	飯江川	高田堰	福岡県みやま市	
樋門・樋管・水門	矢部川	松永樋門	福岡県筑後市	他 32 箇所
排水機場	矢部川	川内排水機場	福岡県みやま市	
		文広排水機場	福岡県みやま市	
陸閘	矢部川	中島 1 号陸閘	福岡県柳川市	他 16 箇所

(8) 許可工作物の管理・指導

橋梁・樋門等の許可工作物の管理・指導については、河川管理上の支障とならないように定められた条件に基づき、適正に管理されるよう必要に応じて施設管理者に対して適切な助言・指導を行います。

(9) 不法行為に対する監督・指導

河川区域内への不法投棄、河川敷地の不法占用等は、河川環境を損ない自由な河川利用を妨げるほか、流水の阻害となる可能性もある等、種々の障害を引き起こす原因になります。

このため、河川巡視により監視を行い、不法行為等の未然防止に努め、関係地方公共団体や警察と連携するとともに、必要に応じて法令等に基づき、不法行為の是正のための措置を行います。

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(10) 洪水予報・水防警報等

矢部川水系の国管理区間は、洪水予報及び水防警報河川に指定されています。洪水予報対象観測所の水位が氾濫注意水位を越えてさらに上昇するおそれがある場合には、水位予測を行い、洪水予報^{※1}を福岡管区气象台と共同で発表します。

また、水防警報区間を管轄する関係市や水防団等の関係機関が行う水防活動が的確に実施され、災害の未然防止が図れるよう水防警報^{※2}を行い、水防活動を行う必要がある旨を、県・市町を通じて水防団等へ通知します。さらに、出水時における水防活動や適切な避難勧告・避難指示の発令及び避難所の開設判断等に資するよう、関係市町の長にホットライン等を活用して迅速かつ適切な情報提供を行います。

なお、平常時から情報の共有や連絡体制の確立が図られるよう、福岡管区气象台、関係地方公共団体と洪水予報連絡会、また水防管理団体や関係機関等と水防連絡会を開催し、より一層の防災体制の充実・強化に努めます。

※1「洪水予報」とは、水防法に基づき、国民経済上重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通省と気象庁が共同で洪水のおそれがあると認められたときにその水位等について住民の方に注意を促すために発表するものです。

※2「水防警報」とは、水防法に基づき、水防団や消防団等の水防機関の待機や出動等の契機とするためのもので、水位に応じて、待機、準備、出動、警戒、解除の5種類の情報があります。



写真 5.2.7 洪水予報連絡会



写真 5.2.8 水防連絡会

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(11) 市町による避難勧告等の適切な発令の促進

重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、市町、水防団、自治会等との共同点検を実施します。実施にあたっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫します。

また、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを市町に提供するとともに、ホームページ等で公表します。

さらに、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町と共有するための情報基盤の整備を行います。

避難に関する計画は広域避難も視野に入れ、避難勧告等に関するタイミングや範囲、避難場所や避難勧告等、避難に関する計画について適切に定めることができるよう市町と河川管理者が参画した協議会等の仕組みを整備します。

また、避難勧告等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の策定がなされるよう技術的な支援を行います。



写真 5.2.9 重要水防箇所合同巡視状況

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(12) 住民等の主体的な避難の促進

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表します。公表にあたっては、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ります。

また、想定最大規模の洪水により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表します。公表にあたっては、市町等と連携し説明会を開催する等により住民への周知を徹底します。

なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で情報提供するためのシステムについて、双方向性も考慮して整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用します。

さらに、国管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していきます。



写真 5.2.10 川の危険度レベルの設置例

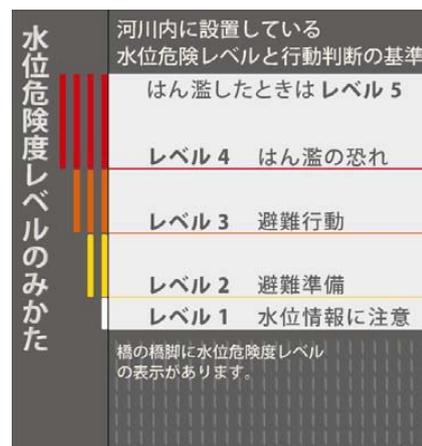


写真 5.2.11 危険度レベルのデザイン例

(13) 排水ポンプ車の運用

内水等による浸水被害の発生時には、関係地方公共団体からの要請により、必要に応じて排水ポンプ車の派遣等を行い、被害の軽減に努めます。

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(14) 的確な水防活動の推進

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所を設定し、水防管理者等に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所に CCTV や簡易水位計を設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供します。

また、水防活動の重点化・効率化に資するため、堤防の縦断方向の連続的な高さについてより詳細に把握するための調査を行い、越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者等と共有を図ります。

なお、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及を図ります。

併せて、水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮します。



写真 5.2.12 水防訓練状況

5. 河川の整備の実施に関する事項
 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(15) 歴史的施設の保全

沖端川との分派地点で福岡県が整備を進めている筑後広域公園においては二線堤※を活かした遊水機能が既に存在しているため、公園計画では浸水を踏まえた計画とされており、二線堤を含めて一体管理されるよう取り組まれています。また、藩政時代より干拓が行われてきた矢部川河口部においても、当時築かれた旧海岸堤防といった歴史的な治水施設が残っています。

このような施設は、洪水、津波もしくは高潮氾濫時には、氾濫流の拡大抑制や浸水被害の軽減といった減災効果が期待できることから、現在の土地利用状況等を考慮しつつ、施設管理者の協力も得ながら、施設機能に関して地域と情報共有を行うことで、共通の認識が図られ施設の保全が行われるよう努めます。

※ 「二線堤」とは、洪水により河川堤防が破堤した場合でも洪水氾濫の被害を最小限にとどめるために造られた第二の堤防を示します。



図 5.2.2 遊水機能を有している筑後広域公園

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所



写真 5.2.13 矢部川河口部における旧海岸堤防状況

(16) 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係地方公共団体と連携して検討します。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等の評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保等、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設※及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

※「要配慮者利用施設」とは、高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、医療施設、幼稚園等の施設を示します。

(17) 水害リスクを踏まえた土地利用の促進

開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、矢部川沿川において想定浸水深の表示に努めます。

(18) 堤防の決壊時等の復旧対策

万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画しつつ、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取り組むとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制強化を図ります。

また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、関係地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携に努めます。

関係地方公共団体が管理する河川において大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局としての被害の拡大の防止に必要な資機材及び職員の派遣を行います。また、災害対策用機器による迅速な状況把握や災害情報の提供等緊密な情報連絡に努めるとともに、災害対応を円滑に行うための応急復旧用資機材等による支援を行い、被害の防止又は軽減に努めます。

また、洪水、内水、津波又は高潮により著しく激甚な災害が発生した場合において水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い進入した水を排除するほか、高度な機械又は高度な専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。

さらに、山腹崩壊等により河川に大規模な河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合、広範囲に多大な被害が及ぶおそれがあるため、必要に応じ緊急調査等を実施し、関係地方公共団体や一般市民に情報を提供します。

(19) 防災教育や防災知識の普及

学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、年間指導計画や板書計画の作成に資する情報を教育委員会等に提供する等の支援を行います。また、住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災知識の普及を図るために、流域住民団体等による河川環境の保全活動や防災知識の普及啓発活動等の支援に努めます。

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 平常時の水管理

河川流量及び取水量の調査や、環境調査及び河川や流域の諸調査を関係機関等と連携して実施することで、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性の実態把握に努めます。

また、過去から営まれてきた独特の水利用をはじめとする水に関する慣習・文化を踏まえながら、矢部川の水に関わる人々や地域住民、関係機関等と相互に連携を図り、協力するよう努めます。

さらに、関係機関と連携しながら既存施設である日向神ダムの有効活用等による流況改善に努め、これにより良好な河川環境の保全及び有明海の環境保全に資するよう努めます。

(2) 渇水時の水管理

異常な渇水等により河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、関係機関で組織する「矢部川水系渇水調整協議会」等を活用しながら、関係機関等と連携して被害の軽減に努めます。

また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、日頃から河川管理者と利水者が相互に情報交換を行い、理解を深めることで、渇水発生時の情報共有体制を確立し、渇水時の水利調整の円滑化を図ります。

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境調査

河川環境の整備と保全のため、動植物の生息・生育・繁殖の場や河川利用に関する調査を行います。さらに、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境等を把握することができるよう、河川環境情報図の積極的な活用を図るとともに、工事実施箇所においては、必要に応じて事前調査や追跡調査を行います。

(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図るため、これまで河川環境調査等によって得られた情報を整理活用する等、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備、管理等を実施します。

また、矢部川が有する良好な自然環境を保全するため、オオキンケイギクやブラジルチドメグサ等の特定外来生物については、治水・利水・河川環境への影響を踏まえ、関係機関や地域住民等と連携・協力し、除去等の取組を推進することで被害の防止に努めます。

(3) 良好な水質の保全

河川水の適正な管理を行うため、定期的に河川水質調査を行います。また、調査結果については、データの公表、蓄積を行うとともに、関係機関等と情報を共有し、連携を図りながら良好な水質の保全と向上に努めます。あわせて、水質向上に向けた地域の意識向上や啓発活動について、水生生物の種類によって簡易的に水質の状態を調べる水生生物調査をはじめ、出前講座や「筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会」等を活用して実施します。

水質事故発生時には、速やかに関係機関等に事故情報が伝達されるよう、日頃から連絡体制を確立するとともに、関係機関等と役割分担の上、事故や被害の状況把握、原因物質特定のための調査、オイルフェンス、吸着マットの設置等の対策を行うとともに、必要に応じて事故情報を速やかに公表し、被害の拡大防止に努めます。

また、水質事故への円滑な対応が図れるように、「筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会」の開催や水質事故訓練の実施等、日頃から水質事故管理体制の強化に努めていきます。



写真 5.2.14 水質汚濁対策連絡協議会



写真 5.2.15 水質事故訓練

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(4) 流下物・投棄物の対策

洪水時に流出したゴミ等については、地域住民や関係機関等と連携し、できるだけ早期に処理できるよう適切な維持管理に努めます。

また、放置された廃船等については関係機関等と連携しながら所有者等に対して適切な指導を行うとともに、廃船等の放置の未然防止について関係機関等や地域住民と連携して努めます。

(5) 河川空間の適正な利用

河川敷や水面を良好な環境に保つため、占用地や占有者等に対し、秩序ある利用や景観等に配慮するよう指導する等、適切な維持管理に努めます。河川景観については、矢部川周辺の河畔林や瀬・淵等の自然景観の維持に努めるとともに、護岸等の人工構造物を設置する際は自然環境に配慮し、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

また、工作物の設置の許可に際しては、占有者に対して自然の景観に配慮するよう指導する等、良好な景観を維持・形成するよう努めます。

(6) 安全利用対策

急な増水等による水難事故が全国的に相次いで発生していることから、河川を安全に利用するために日頃より水位等の河川情報の提供及び啓発活動等を実施するとともに、地域や関係機関等と連携して河川の安全利用点検を行います。



写真 5.2.16 川の安全利用点検



写真 5.2.17 川の防災教育

(7) 堤防刈草等の再利用

除草や伐木、伐採によって発生した草や竹木については、地域住民への提供等により、環境への負荷を軽減するよう努めます。

(8) 地域との協働による維持管理

堤防・河川敷における除草などの維持管理については、河川協力団体や地域住民、関係地方公共団体等の参画を積極的に推進するとともに、家庭ゴミ等の不法投棄についても地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を支援することにより、河川美化の意識向上を図る等、地域と連携・協働した河川管理を行います。